

光産業創成大学院大学

目 次

I	認証評価結果	2-(33)-3
II	基準ごとの評価	2-(33)-4
	基準1 大学の目的	2-(33)-4
	基準2 教育研究組織	2-(33)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(33)-7
	基準4 学生の受入	2-(33)-9
	基準5 教育内容及び方法	2-(33)-11
	基準6 学習成果	2-(33)-16
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(33)-18
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(33)-22
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(33)-24
	基準10 教育情報等の公表	2-(33)-28
<参 考>		2-(33)-29
	i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(33)-31
	ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(33)-32
	iii 自己評価書等	2-(33)-34

I 認証評価結果

光産業創成大学院大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 大学院の目的を実現するために、起業実践に加えて新事業開発による産業創成を目指す形で具体化することによって、社会からの要請に responding している。
- 学生の起業支援や経営支援を目的としたリエゾンセンターは、知財管理や特許業務等、学生が起業するに当たっての諸業務に大きく貢献している。
- 学生に対する研究指導の内容を反映させた形で、学生が所属する企業と大学が共同で行うプロジェクトを発足させたり、学生が提案者となって共同研究の助成を獲得するなど、学生の研究と社会からのニーズを一体的に実現する研究プロジェクトが数多く発足している。
- 毎月開催される「全体ゼミナール」では、全教員が出席し、学生による研究開発と実践活動の進捗状況の報告に対して必要な助言を行っているとともに、外部の専門家や起業経験者による特別講義が開かれている。
- 起業を志望する学生は全員が起業を実践し、起業した会社も情報通信研究機構が主催する「目指せ、情報通信ベンチャー日本一！」ビジネスプランプレゼンテーションや、大学発ベンチャー表彰 2015 において表彰を受けるなど高い実績を残している。
- 学生個人に与える起業ルームを、希望者全員が利用できる数を設置し、学生の企業活動及び自主学習を支援している。
- 教員と事務職員が共に大学の活動について議論する教職員会議を設けており、大学活動全般について全学一体で議論する場所を確保している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 教員の教育方法改善のための研修や議論等、全学的な取組が十分に行われていない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

当該観点については大学院のみを置く大学のため、観点1-1-②において分析を行うこととする。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

学則第1条に「光と生命体、物質、情報等とのかかわりに関する学理と知見を基礎に置きつつ、光の発生、変換・制御、利用に関する最先端技術を駆使し、光の各種機能を連携・融合、さらにそれらの技術と経営の融合に関する研究開発を教授研究し、その深奥をきわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を目的とする。」と規定している。

また、学則第11条に、光産業創成研究科光産業創成専攻博士後期課程は、「自立して研究開発活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究開発能力及びその基礎となる豊かな学識を養うとともに、その能力をもって産業創成の実践を行うことを目的とする。」と規定している。

以上の目的を果たし社会からの現代的な要請に応えるため、平成24年度からは、起業による光産業創成を目指す学生を対象として起業実践を行うことに加えて新事業開発による光産業の創成を目指すことを具体的な取組としている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○ 大学院の目的を実現するために、起業実践に加えて新事業開発による産業創成を目指す形で具体化することによって、社会からの要請に答えている。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

該当なし

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、光産業創成研究科光産業創成専攻博士後期課程からなる。同専攻は、先端光産業経営分野、光医療・健康分野、光バイオ分野、光加工・プロセス分野、光エネルギー分野、光情報・システム分野の6分野から構成されている。

このことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究を担う施設としてリエゾンセンターと情報・メディアセンターの2センターが設置されている。

リエゾンセンターは、研究成果の管理及び特許業務、技術移転、起業及び経営のための情報収集・管理、共同研究や研究協力の推進等の中核的機能を果たすとともに、関連した学外からの窓口としての機能も担っている。また、知財管理や特許業務等、学生が起業するに当たっての諸業務を助け、学生の起業支援や企業経営支援を行っている。これらの支援を活用して具体的な特許等の案件に関する助言や他研究機関との連携を実現している事例が、数多く見られる。リエゾンセンターには3人の教員と1人の職員が兼務で配置されている。

情報・メディアセンターは、キャンパスネットワーク構築・維持・更新等情報環境の整備を担っている。情報・メディアセンターには2人の教員が兼務で配置されている。

これらのことから、附属施設であるセンターが、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなってい

ると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究活動に関する重要事項の審議は、学長及び教授から構成される研究科教授会が行っており、毎月1回開催されている（平成26年度は計14回開催）。主な審議事項は、学位授与の決定及び最終試験に関すること、教育課程及び履修方法に関すること、入学、退学及び修了等に関すること、学生の指導に関すること、教学上の規則、規程等の制定、改廃に関すること、その他光産業創成研究科に関する重要事項に関することである。

また、教育活動に関する審議を行うため、研究科教授会の下に教務委員会を設置している。教務委員会は、教授1人、准教授又は講師5人、事務局教務担当職員1人で構成され、教授職の者が委員長を務めており、教育課程編成の企画立案に関すること、学位論文の審査及び最終試験に関すること、その他教務に関することについて審議している（平成26年度は4回開催）。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生の起業支援や経営支援を目的としたリエゾンセンターは、知財管理や特許業務等、学生が起業するに当たっての諸業務に大きく貢献している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は、大学院光産業創成研究科に配置され、5つの技術系分野（光医療・健康分野、光バイオ分野、光加工・プロセス分野、光エネルギー分野、光情報・システム分野）に技術系専任教員を、先端光産業経営分野に経営系専任教員を配置している。分野別責任者として教授が選任されることとなっているが、教授が不在の分野については准教授が選任されている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

該当なし

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数は13人（うち教授4人）、研究指導補助教員数は1人であり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

このことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教育研究水準の維持、向上及び教育研究活動の活性化を図るため、年齢及び性別構成に配慮するとともに、民間企業出身者及び民間企業での実務経験者の確保に努めている。専任教員の年齢構成は30代が5人、40代が3人、50代が4人、60代が1人、70代が1人となっている。

専任教員全14人のうち、女性教員は1人であり、公募の際に、雇用機会均等法を順守する内容を含め男女差は選考対象ではない旨を記載していない点は改善が望まれる。

民間企業出身者（民間企業での実務経験者を含む。）は専任教員全体の35.7%となっている。また、当該大学では教育又は開発を行う上で特に必要である場合に特任教員を、教育研究の充実を図るために客員

教員をそれぞれ任用している。学外の技術的な指導により学習支援を補完する必要がある場合には、客員教員等として当該者を速やかに招へいしている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇格は、教員選考規程及び教員資格基準内規に基づいて行っている。

分野責任者からの採用、昇格の提案を学長が審査しその必要を認めたとき、又は学長が教員選考方針を決定したときには、学長はその旨を理事長に意見具申し、了承を得ることとしている。理事長はまた、必要のあるときには教員選考方針を決定することが出来る。学長は了承された人事案件について公募の内容を研究科教授会に付託し、教員選考を行っている。

教員の資格の審査は研究科教授会で行い、その結果を学長及び理事長に報告している。理事長及び学長はその報告を受けて、研究科所属の教授とともに候補者に面接し、良好の評価を受けた者の中から理事長が採用、昇任を決定している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の評価に関して、各教員は業績を大学ネットワーク内の教員個人データベースに入力し、学長はその資料を根拠とし、業績の評価結果を定期昇給、特別昇給、賞与の成績率に反映している。

このことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務職員による教育課程の支援については、事務局総務課内に配置された教務担当職員が教育課程に関連する事務を所掌するとともに、教務委員会の常任委員として教育課程の展開を支援している。また、教育活動を含めた大学活動全般について検討する教職員会議にも、適宜複数名の事務職員が出席している。教育支援者である技術職員は配置していない。大学院博士課程のみであることから、TAの採用は行っていない。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

大学の理念に基づき、求める学生像及び入学者選抜の基本方針からなる入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が制定されている。

求める学生像は以下のように定められている。

「本学は、光と生命体、物質、情報等とのかかわりに関する学理と知見を基礎に置きつつ、光の発生、変換・制御、利用に関する最先端技術を駆使し、光の各種機能を連携・融合、さらにそれらの技術と経営の融合に関する研究開発を教授研究し、その深奥をきわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を行うことを目的としています。この目的の実現のため、以下の項目に該当する学生の入学を求めています。

- ・ 社会人等としての具体的な活動、実践を通して体得した明確な目標や課題を保有していること。
- ・ 課題を解決し、目標を達成するために光に関する未知未踏分野に挑戦し、先端光技術を駆使した新しい起業コンセプトあるいは事業構想を有していること。
- ・ 起業実践または新事業開発による産業創成に対して強い意欲を有すること。」

また、入学者選抜の基本方針より、選抜は「本学の建学の精神に合致した人材を選抜するために、入学者選抜の方法は、第1次選考（書類審査）と第2次選考（面接審査）により実施します。」と定められている。

入学者受入方針のうち入学者選抜の基本方針は、自己評価書提出時には明文化されていなかったが、平成27年12月に求める学生像と適切に区別して明文化されている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

9月及び2月と2回、入学者選抜を実施している。第1次選考では、ビジネスプラン（事業計画書）、修了証明書、成績証明書、実務実績書（職務経歴書）、履歴書等を総合的に評価して、第1次選考の可否を判定し、第2次選考では、第1次選考合格者を対象に約30分の面接審査を行い、ビジネスプラン（事業計画）の説明、自己アピール、それらに関する質疑応答等から、志望者の能力や資質を総合的に評価して最終の可否を判定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学長を委員長、構成員を理事長、教授、常務理事、その他教職員数人とする入試委員会を設置し、入学者選抜の基本方針に関する事項、入学者選抜の組織に関する事項、入学試験合格者の決定に関する事項等

について審議している。

入学者選抜の実施においては、教授全員を構成員とした入学選考会議にて書類審査（入学資格審査、ビジネスプランの評価、実務実績の評価）を行い、書類審査に合格した志望者に対してさらに面接試験（プレゼンテーションの評価、人物評価（創業又は新事業開発熱意・情熱、論理的思考、人間性、意志表現））を行い、面接試験を合格した志望者について、最終的に教授会で審議し、合否を決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入試委員会において、学生募集活動の開始前に前年度入試における入学者受入方針（「実務実績」、「起業または新事業開発に対する熱意」等）に沿った学生の受入について検証を行っている。検証結果から入学志願者及び学位取得者の減少を確認し、平成24年度より、起業実践コース及び起業することを修了要件としない新事業開発コースからなる新たな学生募集の枠組みを実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成24～27年度の4年間の入学定員に対する実入学者の比率の平均は、次のとおりである。

〔博士後期課程〕

・光産業創成研究科：0.78倍

ただし、平成23年度まで15人だった入学者定員を、平成24年度に10人に変更している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程において、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

該当なし

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を、

- 「1. 起業、新事業開発、企業経営に必要な知識を修得するための講義を開講する。
2. 光産業創成に必要な最先端光技術を修得するための講義を開講する。
3. 先端光技術を駆使した新しい光産業のための研究および起業実践または新事業開発を通じた事業実践活動による特別研究・ゼミナールを開講する。」

と定めている。

このことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程を、Ⅰ類（経営系科目群）、Ⅱ類（技術系科目群）、Ⅲ類（ゼミナール、特別研究）の3類からなる科目群で構成し、Ⅰ類の経営系科目群では起業実践又は新事業開発に必要な講義を、Ⅱ類の技術系科目群では光技術とその周辺の基礎から最先端の応用までの講義を行い、Ⅲ類の特別研究では博士研究の研究指導を行っている。

Ⅰ類から、2科目（4単位）を必須として修得することを求めているほか、学位論文作成に直結する特

別研究及びゼミナールを必須としている。

博士後期課程修了生に与えられる学位は博士（光産業創成）である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズと社会からの要請に配慮するために秋入学の実施、他大学における授業科目履修の取得単位認定、入学前既修得単位の認定、優れた研究業績を上げた者に係る早期修了認定（1人利用）を行っている。また、標準修業年限を超えて一定期間、計画的に履修し、修了することを希望する学生には、規程に基づき研究科教授会の議を経て長期履修を認めている（平成27年5月時点の在学学生31人のうち、長期履修生11人）。

特別研究では、新しい光技術の研究開発、光技術を活用した製品開発、製品開発のための研究開発、法人設立、市場調査、市場開拓、資金調達、商品開発、知財戦略、ビジネス戦略、広報活動、営業活動等の実践活動を教員の指導の下で行っている。

学生に対する研究指導の内容を反映させた形で学生が所属する企業と大学が共同で行うプロジェクトを発足させたり、学生が提案者となって共同研究の助成を獲得するなど、学生の研究と社会からのニーズを一体的に実現する研究プロジェクトが数多く発足している。例えば高強度レーザーなどレーザーを利用した研究やマーケティング能力に係る研究等、平成22～26年度の5年間で118件の共同研究を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業は、17の講義形式の授業、1つの演習形式の授業、ゼミナールからなる。

ゼミナールでは、学生が研究開発と実践活動の進捗状況を報告し、それに基づいた議論や高度な専門知識の指導を行っている。ゼミナールは分野ごとに行われる「分野別ゼミナール」と学生全員が出席することを求められる「全体ゼミナール」から構成されている。また、外部の専門家や起業経験者による特別講義が開かれているがこれはゼミナールの一環として行われている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によると、授業時間を保証するため、学期当たり15週を確保し、定期試験等の期間を含めて年間35週を確保している。

講義によって、毎回小レポートを課すもの、予習の指示をするもの、講義で学生に発表させるもの等があり、授業外学習時間を確保する取組を行っている。また、受講科目を多くとりすぎないようにする履修指導、学習スペースの確保等、学生が予復習を行えるように配慮している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは学生便覧に掲載されており、学内のウェブサイトからも閲覧できるようになっている。シラバスには、授業科目名、担当教員名、講義のねらい・到達目標、概要、授業内容、成績評価方法・基準、教科書・参考文献等が掲載されている。平成27年度学生便覧に掲載されているシラバスの記載率は100%（20科目）である。

技術をコアとした起業活動においては、技術・産業に関する最新情報収集等の課外活動が研究進展に不可欠であることから、指導教員が学会や展示会等に学生を参加させ、情報収集とその能力向上を図る課外授業を個別の状況に応じて実施し、事後報告に基づき指導を行っている。

平成25年10月に実施した教育課程・自習環境・学生生活に関するアンケートによれば、シラバスの記述や活用について回答者の70%以上が肯定的な回答を寄せている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

社会人学生の修学に配慮し、学生が起業した企業で就業に配慮した時間に個別に研究指導を行うなど、個々の学生の事情に対応した指導を行っている。教育方法の特例に係る記載は自己評価書提出時には学則になかったが、平成27年12月に改定し追加されている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

研究指導は、主任指導教員1人を含め1人以上の副担当教員を学生ごとに選任して行っている。各学生は、年度末に報告書を担当指導教員に提出している。また、履修計画については、原則として研究指導教員の指導に基づき作成している。

「全体ゼミナール」は毎月開催され、学生は研究活動・起業実践又は新事業開発活動を定期的に報告している。「全体ゼミナール」には全教員が出席し、研究活動・起業実践又は新事業開発活動に対して必要な助言を行っている。また、「全体ゼミナール」最終2回の授業では、学位申請中の学生以外の全学生に博士研究の中間発表を行わせている。

「分野別ゼミナール」は、研究分野ごとに所属する学生と関係する教員によって開かれており、学生は研究活動・起業実践又は新事業開発活動の報告を行い、所属分野教員が指導を行っている。

学生の起業実践又は新事業開発活動の支援として、大学の展示会出展時に、学生と学生企業の展示を行っている。

研究倫理に係る指導は、日本学術振興会が発行する「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」を使用して行っている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

学位授与方針として、以下の能力を身に付けることを求めている。

- 「1. 先端光技術を駆使した研究を実行する能力を有する。
2. 光技術を駆使した事業計画を立案し、実行する能力を有する。
3. 新産業創成を推進する能力を有する。」

学位授与方針は自己評価書提出時においては、学位論文の評価基準と明確に区別して明文化されていないが、平成27年12月に適切に区別して明文化されている。

このことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、入学生ガイダンス時や前後学期の成績通知時に、学生に周知を図っている。

個別授業科目の成績評価は、担当教員が作成したシラバスにおいて明示している「ねらい・到達目標」に照らして行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価はシラバスによって公表された評価基準に基づき行われている。評価の適切性は分野内の他教員及び研究科教授会により検証されている。

なお、成績評価の判定に疑義がある学生は、研究科教授会による「成績評価に関する質問・申立て等に関する申合せについて」に基づき所定の手続きにより照会することができる。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修了の要件については所要の単位の修得並びに博士論文の審査及び最終試験に合格すること、修了の認定については構成員に学長を含む研究科教授会が行うことと、それぞれ学則に定めている。学位審査に関することは、学則、学位規則、学位審査取扱細則、学位取扱内規及び同留意事項に定めている。

学位審査の申請に当たっては、その3か月前に予備審査を受け、それに合格しなければならない。審査委員は、研究科の教員の内から3人以上の者を選出して博士論文及び試験に当たらせているが、主査は指

導教員以外の者で、委員には技術系、経営系教員の両方が加わることをしている。また、必要に応じて外部の審査委員も審査に加わることができる。

学位審査申請と審査の方法は、学生便覧に掲載されており、入学生ガイダンス時に説明し、学生に周知を図っている。

学位論文に係る評価基準については、学位授与方針に基づいた以下の点を評価している。

- 「1. 先端光技術を駆使した研究、または起業実践、新事業開発を通じた事業実践活動により得られた光産業に貢献する学術的な新しい知見が含まれていること。
2. 起業実践または新事業開発を通じた事業実践活動における成果が含まれていること。
3. 先端光技術を駆使した研究、または起業実践、新事業開発を通じた事業実践活動によりえられた学術成果が含まれていること。
4. 先行研究などを適切に引用し、研究の位置づけが明確であること。
5. 結論にいたる研究方法、結果、考察が明瞭で、論理的であること。」

上記については自己評価書提出時では明文化されていなかったが、平成27年12月に明文化されている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生に対する研究指導の内容を反映させた形で学生が所属する企業と大学が共同で行うプロジェクトを発足させたり、学生が提案者となって共同研究の助成を獲得するなど、学生の研究と社会からのニーズを一体的に実現する研究プロジェクトが数多く発足している。
- 毎月開催される「全体ゼミナール」では、全教員が出席し、学生による研究開発と実践活動の進捗状況の報告に対して必要な助言を行っているとともに、外部の専門家や起業経験者による特別講義が開かれている。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

平成20年4月から平成24年4月入学者の卒業状況は以下の通りである。

平成20年度入学者10人のうち1人が標準修業年限内修了、2人が「標準修業年限×1.5」年内修了している。平成21年度入学者4人のうち1人が標準修業年限内修了、2人が「標準修業年限×1.5」年内修了している。平成22年度入学者8人のうち3人が標準修業年限内修了、1人が「標準修業年限×1.5」年内修了している。平成23年度入学者2人のうち標準修業年限内修了の学生はおらず、1人が「標準修業年限×1.5」年内修了している。平成24年度入学者11人のうち1人が標準修業年限内修了、2人が「標準修業年限×1.5」年内修了、その他の学生は長期履修制度又は卒業を1年延長する在学期間延長制度を利用し在学中である。

当該大学では、長期履修制度及び在学期間延長制度を利用する学生が多く、平成20年度以降入学した学生のうち平成26年度までに修了予定である学生25人のうち学位を修得した学生は14人（56.0%）であり、このうち起業した学生は9人である。

論文発表、学会発表、特許出願、学生による起業、学生会社の補助金獲得、マスメディア等による紹介が行われている。平成22～26年度の実績として、補助金獲得件数が13件、特許出願数が12回、学会での発表回数が58回、論文投稿数が31回、各種コンペティション等の受賞回数が4回（平成23年度：情報通信研究機構主催「目指せ、情報通信ベンチャー日本一！」ビジネスプランプレゼンテーション最優秀プレゼン企業選出、レーザ加工学会レーザ加工学会誌2011年度ベストオーサー賞受賞。平成24年度：第1回ICTプログラミングコンテストICT教育推進協議会賞受賞。平成27年度：大学発ベンチャー表彰2015大学発ベンチャー表彰特別賞受賞）である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

平成25年10月に実施した教育課程・自習環境・学生生活に関するアンケート（回答率28%）によれば、シラバスの記述や活用について回答者の70%以上が肯定的な回答を寄せている。教育課程・自習環境・学生生活に関するアンケートによれば、教育課程全体及び講義内容について5点満点で回答を求めたところ達成度の平均は3.57、満足度の平均は2.99というおおむね肯定的な回答を得ている。

また、授業を担当する教員が個々にアンケートを実施（平成26年度の全教科に対するアンケートを実施した授業の割合は33%）し、学習の達成度や満足度に関する学生の意見聴取を行っている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学生は企業からの派遣による者又は起業を目指す者であり、就職という概念は当てはまらない。企業から派遣された学生は派遣元企業に戻り、博士研究のビジネスプランの事業を継続している。起業を志望する学生は修了までに全員が起業し、修了後も企業活動を継続している。平成27年6月時点で29の企業が学生によって設立されている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

修了生との共同研究、当該大学発企業を含め地域企業が新商品・新事業開発において直面する多様な課題の解決に資するため、当該大学教員が核となり、大学発ベンチャー、地域企業、エンドユーザー、販売チャンネル、情報発信メディア、投資ファンド等が参画する広範囲の連携体「フォトンリング」を組織している。この組織を基盤に修了生の支援、光産業創成プロデューサー人材育成プログラムの実行等を行っているが、この活動の中で当該大学修了生及び修了生と接している企業関係者等から在学時の学習等に関する意見を聴取している。また、学長が学生の派遣元企業を訪問し、上司等の意見を聞いている。修了生自身からは、技術に関する最新の情報、経営の基礎に関する学習ができる、マーケティングの実践が学べる、他分野の情報についても学ぶ機会がある、起業実践を行っている学生及び教員等と交流できるなど、満足度の高い意見が集まっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 起業を志望する学生は全員が起業を実践し、起業した会社も情報通信研究機構が主催する「目指せ、情報通信ベンチャー日本一！」ビジネスプランプレゼンテーションや、大学発ベンチャー表彰2015において表彰を受けるなど高い実績を残している。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は26,733㎡、校舎等の施設面積は3,717㎡である。

講義室は、3室、246㎡を整備しており、起業を实践するための演習室（起業ルーム）を26室310㎡、実験実習室を14室537㎡整備している。そのほか、試作支援室、情報メディアセンターが整備されている。

建物の耐震化については、平成3年に耐震基準に基づき建設されており、新たな耐震工事は必要とされていない。また、バリアフリー計画に沿って本館玄関ポーチ、本館女子トイレ、本館階段手摺の改修・設置を行っている。

防犯に関しては、電気施錠ドアによる入出管理、外部委託による監視・警報・自動通報、外灯の設置等を行っている。安全・防災については、安全管理規程を定め、安全衛生委員会を設置している。また、消火設備（消火栓及び消火器）、排煙設備、非常灯、ヘルメット等を建物内各所に設置し、避難経路と非難口を複数確保している。そのほか、本館玄関付近にAEDを設置し、その使用方法の講習を含めた防災訓練を、全員を対象に毎年1回実施している。さらに、廊下や屋外照明のLED化を進め、省エネと同時に人感センサーによる照明を行うことで、安全に配慮した照明設備を整備している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

情報メディアセンターを設置し、ICT環境（ネットワーク、各種サーバ、パソコン等）を整備している。

情報ネットワークは次のように構成されている。学内ネットワークのバックボーンは1Gbpsで、複数の論理的ネットワークを多重化している。全館で無線LANが使用可能であり、外部に対しては商用の専用線インターネット接続サービスにて100Mbpsで接続されている。学術情報ネットワークとは上記商用回線を介して接続されている。

情報・メディアセンターを中心に汎用パソコン4台を設置し、各分野研究室で導入したパソコンや学生個人所有のパソコンが情報ネットワークに接続されている。

ファイルサーバを導入し、ユーザファイルの一元管理やユーザ間の情報共有に供している。

学生・教職員の活動場所は学内に限定されていないため、学外からも学内LANに接続できるようVPN環境を整備している。また、遠隔講義システムを導入しており、学外から学生が講義を受けることがで

きる設備を整えている。

起業ルールのネットワークは各々別となっており、各部屋間、並びに学内共用ネットワークからは独立している。これにより起業ルームを使用する企業の厳密な情報管理を可能にしている。学生が設立した企業に対しては希望に応じ、必要最小限の機能のホスティングサービスを提供している。

I C T環境のメンテナンスは、情報・メディアセンターを兼任している教員 2 人と業務委託した外部の企業とが連携し行っている。

セキュリティについてはファイアウォールの設置、電子メールトラフィックへのウイルスチェック機能・迷惑メール排除機能の導入の他、ネットワークに接続するすべてのパソコンに対し、ウイルス対策ソフトの導入を義務付けるなどの対策を講じている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な I C T環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、学習図書館及び研究図書館として整備され、蔵書点検に必要な時間等以外、24 時間開館してサービスを提供している。

附属図書館の平成 26 年度末における蔵書数は、1,472 冊（和書 1,231 冊、洋書 241 冊）となっている。また、雑誌は 27 年 5 月 1 日現在 31 種（うち外国雑誌 6 種）を整備している。

電子ジャーナルは購読していないが、ウェブ上無料で論文が入手できる各種データベースを紹介しているほか、他大学図書館に文献複写の依頼を出し論文の入手を支援している。

平成 26 年度における図書館の利用実績は、図書の貸出 123 冊（うち学生分 49 冊）、リファレンス・サービス（文献所在調査）234 件（うち学生分 98 件）、図書館間相互協力による図書の借受 19 冊、文献複写依頼 41 件となっている。

平成 25 年度に実施した学生アンケートでは図書室の蔵書及び資料、機能の整備について満足度の平均値は 5 点中 4.0 点と高い値を示している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主学習環境として起業ルーム、情報・メディアセンター、図書館、試作支援室が整備されている。

起業ルームは、起業実践及び新事業開発のため学生個人に与えられる自習室（個室）で、電話やネットワークが整備されている。情報・メディアセンターは、高価で専門性の高いソフトウェアや大型プリンタ等の設備が整備されており、端末からデータ解析や図面作成、研究発表用大型ポスターの作成等を行うことができる。図書館では机を配置した開放的なスペースを確保し、教員及び学生間でディスカッションが行えるようにしている。試作支援室には、学生が実験機器の製作や修理等、起業実践及び新事業開発に伴う技術的作業を自主的に行えるよう各種の工作設備やツール類が整備されている。常時入室可能であり、関連教員によるサポートも行われている。また、試作機の製作等に対応する企業についての情報も提供している。

これらの学生支援施設の利用法については、学生便覧で学生に周知を図っている。

また、平成 25 年度の学生アンケートによれば自習環境については、試作支援室の設備・備品・共通利

用機器を除き肯定的であり、学生生活支援についてもおおむね肯定的な回答となっている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-1① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学時に、入学者全員を対象とした入学生ガイダンス及び指導教員による個別ガイダンスを実施している。ガイダンスでは、学生便覧及び配布資料に基づき、履修と関連事項、知的財産の取扱い、ネットワーク、安全・衛生等について説明が行われている。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

各学生には主任指導教員に加えて経営系教員が必ず含まれるように複数の副担当教員を配置し、起業実践及び新事業開発を伴う学習活動についてのニーズの把握と支援を個別指導を基本として日常的に行っている。個別指導を基本としているため、障害に関する学生のニーズにも応えられることに加えて、施設面はバリアフリー計画に沿ってバリアフリー化を進め、教育支援体制を整えている。

学習支援に関するニーズは教授会等により教員間で共有するとともに、ゼミナールや個別指導等を通じて学生の学習活動の支援に活かしている。また、講義終了後に任意にアンケートを行い、その結果を講義の改善に利用している。

指導教員以外の教員も学生と日常的にコミュニケーションをとっており、相談や助言の窓口として機能している。相談に当たり、教員のスケジュールを学内外からウェブ上で確認するグループウェアを導入しており、有効に機能している。

学習活動の支援としては、学生企業ウェブサイト作成の支援、外部カウンセラーによるメンタル面強化のサポートのほか、起業を目指す学生が持つ特別な支援のニーズにも適切に対応できるよう、リエゾンセンターが窓口となり、支援が必要な学生に税理士、司法書士、弁護士等の実務家を紹介している。

起業活動における経営実務（法務・財務・労務等）においては、最新の法改正や実務情報を迅速に学習支援に反映させるため、経営系である先端光産業経営分野の専任教員を通して税理士、司法書士等の実務家の助言を受けられる体制を整えている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-3③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-4④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該大学は、博士後期課程のみの小規模大学であり、現在、学生の要望に基づき大学が公認した課外活動団体は存在していない。しかし、学生から課外活動団体設立の要望があれば対応できるように規程が整備されている。

このことから、課外活動が円滑に行われるよう支援する体制が適切に整備されていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関する学生のニーズについては、主として、複数担当教員、事務局の2つの窓口を通して把握している。また、教員、事務局に随時相談するよう、入学時に配布している学生便覧に明記し、入学生ガイダンスにて周知を図っている。生活、就職等進路については、担当教員が担当し、その他については事務局が担当している。健康相談は学校医の来学による定期的な機会提供により実施している。

各種ハラスメント（セクシュアル、パワー、アカデミック、モラル）については、ハラスメントの防止等に関する規程を定め、事務局の2人が相談員として窓口となり相談体制を構築しているとともに、ハラスメントについての啓発ポスターを学内に掲示し、ハラスメント防止の意識向上を図っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

入学金及び授業料免除、奨学金貸与及び給付等の学生支援については、学生便覧により周知を図っている。日本学生支援機構の第1種及び第2種奨学金に関しては、平成22年度に2人、平成24年度に1人が第1種奨学金の貸与を、平成24年度に1人が第2種奨学金の貸与を受けている。

また、平成25年度より大学独自の給付型奨学金制度を設けており、平成25年度は2人、平成26年度は2人に給付している。

授業料免除制度及び納付猶予制度を設けている。猶予制度の利用者は平成20年度に4人、平成21年度に2人いるが平成22年度以降には利用者はいない。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生個人に与える起業ルームを、収容定員30人とほぼ同数の26室設置し、学生の企業活動及び自主学習を支援している。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育の質の改善・向上を図るため、教育の状況を継続的に自己評価する組織体制として自己点検・評価委員会を設置している。また、評価結果を反映して具体的・継続的に教育改善の方策を講じる体制として教務委員会が置かれており、教育課程の見直し等の具体的な取組が行われている。

具体的な改善例として、博士の学位を取得するため計画的に研究を行える審査制度の改善、博士論文作成に向けた進捗確認及び指導を考慮した学生指導体制の改善、学生の要望を踏まえた授業科目の改善が挙げられる。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育の質の改善・向上に向けて、平成 25 年度に教育全般についての学生アンケートを実施している。各講義の後には、学生の意見を収集し、講義の改善に利用している。これらで得られた内容とその改善案を次年度のシラバスに反映することとしている。また、指導教員や分野所属教員等複数の教員による個別指導、「分野別ゼミナール」及び教職員と学生全員が参加を求められている「全体ゼミナール」等、学生と接する機会に直接ヒアリングを行っている。

教職員は学生と同じく「全体ゼミナール」で教育の取組状況について直接意見を述べるほか、教職員会議でも直接意見を述べるができる。これらにより、教育改善の意識が共有化され、さらに取組事例の紹介や改善提案が行われている。

聴取した意見は教務委員会で検討され、教育の質の改善・向上に役立てられている。また、個々の教員による教育の改善が継続的になされるように、教員データベースには教育改善の具体的内容が盛り込まれている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生派遣元企業を訪問し、教育の取組状況や学習成果について報告するとともに、教育に関する意見聴

取を行っている。意見は教職員会議等を通じて教員間で共有され、教育の改善・向上に活かされている。

修了生から学習成果等に関する意見聴取を不定期に実施し、自己点検・評価結果に反映させている。改善した内容として、起業実践コースに加え、法人設立を前提としない新事業開発コースを設立したことが挙げられる。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教職員会議では、教育の質の改善・向上に関する教職員間のオープンな議論が行われており、複数の教員で担当する「分野別ゼミナール」や「全体ゼミナール」も、教員の資質向上に役立つ相互研鑽の機会となっているが、教育方法の改善を主題としたテーマ設定は行われていないなど、組織的な取組となっていない。

教員の起業活動を反映した授業や学生指導の質の向上のため、教員の起業実践等の諸活動を促進する取組が組織的に行われている。その事例としては、大学や学生企業が出展する産業展示会等への教員の参加・教員企業の出展、「全体ゼミナール」等における教員の起業実践等の活動報告等である。

研究活動や起業実践活動の促進による教育の質の向上を図るため、学内における競争的資金の制度（平成26年度の実績は2件）が設けられている。また、各教員の自主的な取組として教員相互の授業参観等が行われ、授業内容及び指導方法の改善を図っている。

これらのことから、FD活動は、組織としての取組は不十分ではあるが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

事務職員は、教職員会議や「全体ゼミナール」にも参加しており、事務職員の教育支援活動の質の向上のための教員との情報や意識の共有の場となっている。また、大学や学生企業が出展する産業展示会等に事務職員も参加し、資質向上の機会として活用している。

これらのことから、教育支援者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教員の教育方法改善のための研修や議論等、全学的な取組が十分に行われていない。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である学校法人の資産は、固定資産 1,234,572 千円、流動資産 899,206 千円であり、資産の部合計 2,133,778 千円である。

負債については、固定負債 44,769 千円、流動負債 61,475 千円、負債の部合計 106,244 千円であり、長期借入金及び短期借入金はない。また、その他の負債は退職給与引当金、長期・短期未払金等である。

基本金については、基本金の部合計 1,498,822 千円、基本金未組入額 12,680 千円であり、当該大学が教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を基本金に組み入れている。また、翌年度繰越消費収入超過額 528,713 千円の状況にある。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の設置者である学校法人の経常的収入は、学生生徒等納付金、手数料、寄附金、補助金、資産運用収入、事業収入等で構成している。平成 22 年度からの 5 年間における学校法人の帰属収入は、年平均 646,852 千円で推移し、そのうち主な経常的収入としては、民間企業 2 社からの寄附金収入が約 5 割を占めている状況である。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等は、学内各委員会で検討された予算要求案とを総合的に検討し、財務委員会等で査定して予算案を作成し、教職員会議に提示され意見徴収後に教授会で検討されている。その後、評議員会の意見を聴取した後に、理事会において付議され審議を経て決定されている。決定された予算は各委員会及び教員各位に通知されている。

資金収支予算書、消費収支予算書、事業計画書は大学ウェブサイトでは公開していないが、事務局に備

え閲覧に供することとしている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である学校法人の収支状況は、資金収支計算書における次年度繰越支払資金 885,184 千円であり、消費収支計算書における当年度繰越消費収入超過額 75,067 千円、翌年度繰越消費収入超過額 528,713 千円となっている。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、研究費の透明性を高めるため、きめ細かい査定で積極的に外部資金獲得を目指す教員に対して学術研究助成金（新産業創成プロジェクト）が配分されるよう対応を見直し、教育研究の活性化につながるよう配分ルールを改善している。

また、施設・設備に対する予算配分については、改修計画に沿って照明の省エネ化（LED等の高効率照明器具への更新）、緊急性、安全性に関する工事を優先して計画的な予算配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

私立学校法に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書を含む財務諸表等が作成されている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、毎年期中と決算期に実施している。監事監査規程に基づき、会計監査および業務監査を行い、理事会・評議員会への出席による意見をを通じて、経営の側面的バックアップ機能を期待されている。監事の内 1 人は公認会計士・税理士であり法的根拠に基づいた客観的な監査の実施を目指している。

会計監査人の監査については、私立学校振興助成法に基づき実施し、現状の問題や中期的課題等について決算報告会で説明、提言している。

内部監査については、内部監査規程に基づき事務職員が兼務する内部監査委員会が行っている。

また、内部監査結果を監事の監査において報告しているほか、会計監査人と監事が意見交換を行い、監査の連携を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営組織として、理事会、評議会、研究科教授会を設置している。理事長、理事、学長、事務局長から構成される理事会では、管理運営の方針等に関わる重要事項を審議している。学長は研究科長を兼務し、教授会を主宰している。教授会では大学の方針等に関わる重要事項を審議し、意思決定と執行を行っ

ている。

理事を兼ねる事務局長が、学長の監督の下に事務を掌理している。職員数は平成 27 年 4 月 1 日時点で 9 人である。

危機管理については、安全衛生委員会を組織し、事故、災害等に適切に対処できるように学内環境の改善や防災訓練等を行っている。また、安全巡視や安全衛生に関する教育を行うなど点検・改善に努めている。

法令遵守の一環として、科学研究費補助金等の適正な使用のために研究費を事務局が一括管理しているほか、物品の発注は学内ネットワークを通じて各構成員が事務局に依頼する形を取っており、透明性が担保されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

平成 25 年度にアンケートを行い、学生のニーズを調査している。このほか、月 1 回程度の「全体ゼミナール」で学長を含め教職員が直接学生の意見を聞いている。そのほか教員と事務職員が共に大学の活動について議論する教職員会議を設けており、大学活動全般について全学一体で議論する場所を確保している。

学外関係者については、学生募集を兼ねた教員と事務職員の企業訪問の際、意見聴取を行っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

2 人の監事を置いている。監事は監事監査規程に基づき、監査を実施しており、理事会に出席し監査結果の報告を行っている。また、必要に応じて業務の実施について確認を行い、他の監査人（監査法人、内部監査担当者）とも連携を保ちながら適正な監査を進めている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-2④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の業務に関する知識及び技能を向上させるため、外部の研修団体に加入し、これらが開催する各種セミナーに職員を派遣（平成 26 年度は 5 人）している。これらのセミナーは、私学経営、科研費事務、知的財産、研究不正、ハラスメント、法人会計等を内容とし、職員の実務に関する研修の機会となっている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-1① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

学則、及び自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会が組織されている。同委員会

学長、教授、准教授、講師及び事務局長といった執行部、教員、事務の分野で構成されており、自己点検評価、外部評価、大学機関別認証評価等についての点検・評価の企画、実施、報告書作成等を行っている。

学習成果や教育活動の状況を含めた大学全般についての評価結果は、自己点検・評価委員会が中心となって取りまとめられている。平成20、23、25、27年度に自己評価書を作成し、平成20、25、27年度には上記の自己評価書を基に外部評価を受けている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

平成20年度には大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受け、同機構が定める大学評価基準を満たしているとの評価結果を得ている。

また、平成25年度自己点検・評価報告書を基に、平成26年度には他大学、地方自治体、経済団体からの委員による外部評価を実施している。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価の結果については自己点検・評価委員会で改善を要する点をまとめ、学長に報告し、教育研究活動等の改善・充実に努めている。平成20年度に受けた大学機関別認証評価において、「入学定員充足率が低い。」と指摘をされているが、入学者定員の見直し、コースの新設等の対策により、改善されている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員と事務職員が共に大学の活動について議論する教職員会議を設けており、大学活動全般について全学一体で議論する場所を確保している。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的はウェブサイトに記載し公表するとともに学生便覧にも掲載し、教職員及び学生への周知を図っている。また、入学生ガイダンスにおいて学生便覧を用いて大学の目的を新生に説明している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針は大学のウェブサイトにて公表されている。また、入学者受入方針は学生募集要項にも記載されている。ウェブサイトの入試情報欄には、学生募集要項も掲載されており併せて周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

ウェブサイトに「教育情報の公表」という項目を設け、1. 教育研究上の目的、2. 基本組織、3. 教員組織、教員数及び教員が有する学位・業績、4. 入学者の受入方針及び入学者数、収容定員及び在学学生数、修了生数、起業状況、5. 授業科目、授業の方法・内容、授業計画、6. 学修成果の評価、卒業・修了認定基準、7. 校地、校舎等の施設・設備、教育研究環境、8. 授業料、入学金等大学が徴収する費用、9. 学生の修学・進路選択及び心身の健康等への支援等、9 項目に分け説明している。

また、ウェブサイトに「大学情報」という項目を設け、過去に授与された学位に対する学位論文要旨、本文のほか、自己点検・評価、大学機関別認証評価の結果及び財務諸表・財務状況について公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) **大学名** 光産業創成大学院大学
- (2) **所在地** 静岡県浜松市西区呉松町1955番1
- (3) **学部等の構成**
 学部：該当なし
 研究科：光産業創成研究科
 附属研究所：該当なし
 関連施設：リエゾンセンター、
 情報・メディアセンター
- (4) **学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）**
 学生数：学部0人，大学院31人
 専任教員数：14人

2 特徴

光産業創成大学院大学は、社会のニーズと無限の可能性が広がる光のもつシーズとを融合させることで、光技術を基に未知未踏の新しい産業を創成しうる人材の養成のみならず、学生は指導教員と協力して実際に起業するという他に類を見ない特徴を持っている。

日本の大学や大学院の多くは、社会に学生を送り出すことを目的とした、知識や研究技能を提供する高等教育機関であるが、本学は「起業・新事業開発」を通じて社会での実務実践を促し、成果を出すことを目的とする「従来の大学が担ってこなかった役割」を持つ。現在、実務者を経営者として人材養成することを目的としたMOTや「起業家養成」目的の大学院研究科は数多く存在するが、本学のように実際に「起業・新事業開発」を教学の柱とし、その成果を博士論文にして、「学位」を取得することを目的とした高等教育機関は、日本において本学が初めての試みである。

本学は、技術と経営を融合した起業実践において、新しい手法を編み出すことによる新産業創成を推進しており、ただ単に「起業」を通じての実践的な教育を行うだけでなく、21世紀の産業基盤となりつつある光技術を通じて新しい価値の創出を行い、ひいては学生による「起業」が日本の将来の基幹産業となるべき新産業の創成につながることを目指している。

このことから、本学は、光産業創成を目的とした大学院大学として博士課程後期のみを設置しており、入学生は主として社会人を中心に受け入れるとともに、全国の大学院等からも受け入れることとしている。受け入れる学生の専門分野は特に理工系に限らず幅広い分野を視野

においている。志を持ち構想力と行動力により価値を創造し、研究、技術開発、起業を総合的、統一的に遂行することにより産業創成を目指そうとする人材を育成することとしている。

本大学院大学を修了した者は、自ら起業家として新産業を興すことが期待されるとともに、企業からの派遣学生の場合は派遣元企業に戻り、自身が開発した事業の維持拡大に努めることにより、日本の新産業創成、さらに世界への発信を通じた国内経済の高揚を実現できることが期待される。

以上のように、これまでの大学及び大学院と全く異なった新しい構想による大学院大学として設置されたものである。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 大学の理念・目的

本学は光と生命体、物質、情報等とのかかわりに関する学理と知見を基礎に置きつつ、光の発生、変換・制御、利用に関する最先端技術を駆使し、光の各種機能を連携・融合、さらにそれらの技術と経営の融合に関する研究開発を教授研究し、その深奥をさわめ、新産業を自ら実践しうる人材養成を行うことを目的とする。

2. 教育に関する方針・目標

(1) 入学者の受け入れ

本学における建学の精神は、「光を用いて未知未踏の新しい産業を創成しうる人材の養成」にある。その実現のため、本学では、学生は指導教員と協力し新産業を興すことを目的として、実際に起業していく点に特徴がある。この建学の精神に沿った課題に対して情熱を持って積極的に取り組む姿勢を持つ社会人等を受け入れる。また、そのための受け入れ体制を整備し、周知・公表する。

本学のアドミッションポリシーは以下に示される。

- ・社会人等としての具体的な活動、実践を通して体得した明確な目標や課題を保有していること。
- ・課題を解決し、目標を達成するために光に対する未知未踏分野に挑戦し、先端技術を駆使した新しい起業コンセプトあるいは構想を有していること。
- ・起業実践による産業創成に対して強い意欲を有すること。

(2) 教育内容・教育方法の充実

本学では、魅力ある大学院大学として、わが国唯一の博士（光産業創成）の課程が光の時代といわれる21世紀における我が国の発展につながるべく、教育研究活動を通じて、より本学の趣旨に沿った発展性ある事業を計画し、教育研究機能の充実・強化及びチャレンジ精神豊かな人材を育成するための活動を行っている。

本学のカリキュラム・ポリシーは以下に示される。

- ・起業、新事業開発、企業経営に必要な知識を修得するための講義を開講する。
- ・光産業創成に必要な最先端光技術を修得するための講義を開講する。
- ・先端光技術を駆使した新しい光産業のための研究および起業実践または新事業開発を通じた事業実践活動による特別研究・ゼミナールを開講する。

3. 光産業を志向した応用研究の推進

本学では、光科学技術に関するシーズ醸成のための基盤研究と社会が求めるニーズに対応するためのプロジェクト研究を推進し、産業創成につながる本学の研究活動の更なる展開及び研究成果の積極的な実用化を行う。これが学生への教育のみならず、学生企業との連携、融合を促す手段ともなりえる。

4. 教育研究環境の整備・充実

急速に進展する光技術に応じた教育・研究機器の大幅な性能向上、及び新しい技術による光産業創成のための教育・研究環境の整備を進めてきている。教育・研究の遂行上、必須の機器・設備の充実、及び学内外における既存の機器・設備の有効利用を図ってきている。

5. 学生の確保と修了生への支援

光技術による新たな産業を創出しうる優秀かつ熱意のある起業家となる人材の確保は本学の趣旨、目的を達成するための最重要課題である。また、インキュベート施設の情報提供・斡旋、大学と起業会社を中心としたネッ

トワーク構築等の起業した修了生への支援、及び起業した会社の発展への支援など、光産業創成の活性化とともに入学志願者増大のためにも力を入れているところである。

6. 社会貢献

静岡県西部地域を中心としたレーザープロセッシングの基礎から産業応用までを理解し主体的に製品戦略を構築できる中核人材講座を本学の事業として展開しているほか、平成 23 年度に選定された「文部科学省・経済産業省・農林水産省・地域イノベーション戦略推進地域の「国際競争力強化地域」、「浜松・東三河ライフフォトニクスイノベーション」において、光産業創成プロデューサーを育成すべく「光産業創成プロデューサー人材育成講座」プログラムを平成 24 年度から展開している。

また、技術相談、共同研究、受託研究を通して、本学の起業実践や光技術に関する研究活動の成果を提供することにより、光産業の振興、活性化を図り、「光産業の創成」に関する国・地方公共団体等の公的機関との関係連携を積極的に構築してきている。

7. 施設・設備の整備充実

施設及び施設に付帯する設備に関して整備を推進してきた。耐用年数経過等による劣化等の点検を実施し、これを踏まえ、安全・安心の観点から整備の緊急度及び財政状況を見据えつつ、計画的な施設・設備の整備を行い、教育等の活動を充実させてきている。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますので
ご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/
daigaku/no6_1_1_jiko_gpi_d201603.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/daigaku/no6_1_1_jiko_gpi_d201603.pdf)